



# 釧路西ロータリークラブ会報

## 会長方針 「ロータリーを知って、いつも笑顔で会おう!!」

本年度 第22回(通算第2411回)

プログラム 「 会員卓話(佐藤 圭会員) 」

担当 職業奉仕委員会

■2024年5月27日(月) 12時30分～ ■例会場:ANAクラウンプラザホテル釧路

【会長】金田 剛 【副会長】高田 智弘 【幹事】岡安 正人 【副幹事】小栗 直也・平 信二

★ 点鐘 金田 剛 会長

立つかと思いますので、しっかりと学びたいと思います。どうぞ宜しくお願い致します。

★ ロータリーソング  
「 それでこそロータリー 」



★ 幹事報告 岡安 正人 幹事

- ・5月のロータリーレートは1ドル=157円です。
- ・米山記念奨学会より「ハイライトよねやま vol290号」が届いています。
- ・釧路北RC創立65周年記念事業 狂言師野村 万作氏講演会について、参加希望の方は例会後、幹事までお知らせ下さい。

★ 会長挨拶 金田 剛 会長

皆さんこんにちは。いよいよ今年度も、あと、ひと月を残す所となりました。来週には次年度ガバナー補佐によるクラブ協議会も開催される予定となっており、段々と肩の荷が軽くなってくるのを感じております。

今日は、当クラブには弁護士さんが二人もいらっしゃるのですが、職業奉仕の例会として、佐藤圭会員より弁護士の業務についての話を伺います。警察、検察、訴訟、法定、裁判等、日常ではあまり関係のない世界に思えますが、何か身の回りであった時、巻き込まれた時には今回の卓話が役に



## ★ 本日のプログラム

「 会員卓話(佐藤 圭会員)」

担当 職業奉仕委員会

### 弁護士業務あれこれ

担当: 佐藤 圭

### データでわかること

- \* 弁護士白書 2023年版より
- \* ○日本の弁護士登録数
- \* ⇒44, 916人
- \* うち女性 8901人
- \* ○東京(3つの弁護士会合計)
- \* ⇒22, 102人

### データでわかること

- 札幌弁護士会 ⇒861人
- 釧路弁護士会 ⇒ 84人
- 旭川弁護士会 ⇒ 78人
- 函館弁護士会 ⇒ 54人

釧路市内 30人+根室2人中標津4人  
ざっくり 十勝 30人  
北網 20人

### 大都市には・・・

- \* ○東京の「五大法律事務所」など
- \* ⇒弁護士数800名以上の法律事務所など
- \* ⇒大企業案件、細分化した業務
- \* ○専門性をうたう事務所
- \* ⇒都市部に集中
- \* ※ちなみに弁護士会内では特に専門性研修や学会み  
たいなものはありません！

### ※裁判官や検察官は

- \* ○1991年の数
- \* 裁判官:2022人 検察官:1172人
- \* 弁護士:14080人
- \* ○2023年の数
- \* 裁判官:2770人 検察官:1983人
- \* 弁護士:44916人

### いわゆる町弁の業務類型

- \* 裁判所から選任されるもの
- \* ○成年後見人等
- \* ○相続財産清算人等
- \* ○破産管財人
- \* ○国選弁護士

### いわゆる町弁の業務類型

- 債務整理  
⇒どんなことをするのか？  
簡単にいえば手続代行
- 個人の案件/法人の案件
- 破産管財人

※「過払い金はありますか？」

## いわゆる町弁の業務類型

- 民事訴訟
- 交渉案件(交通事故含む)
- 家事事件(離婚関係の調停・訴訟)
- 相続関係(遺言作成・遺言執行者・相続放棄)
- 企業顧問業務

7

## 刑事分野について

こういった種類の疑問に触れながら(?),  
実際の刑事手続,特に刑事裁判について,お話をします。

11

## 弁護士業務とIT化

- チームス等の活用
- 書類のやりとりが少なくなっはきている  
⇒果たして便利か!?
- 裁判所に行く機会は減りつつあるが...

9

## 有名な刑事(警察官)は?



12

## 刑事分野について

- 刑事ドラマや刑事裁判に関するドラマは昔から多い  
「犯罪」→世間の関心と呼ぶものと言える
- Q 刑事は、「おまえ犯人だろ?コルア～」等と言うのか?
- Q 実際の裁判は、あんなにドラマチックなのか?
- Q 弁護士は、自ら犯人を捜すのか?  
※弁護士=弁護士という認識でOK!

10

## 刑事(警察官)の役割は?

わかりやすく言えば,

- 犯罪の犯人が誰であるか,どんな事件なのかを調べる
- 必要に応じて, **犯人と思われる人**を「逮捕」する
- (人を逮捕した)事件を検察官に送る(知らせる)  
→その後, **検察官**とともに,事件を刑事裁判にするか等を決めるべく更なる捜査をする

13

## 鬼刑事はいるのか？

Q 刑事は、「おまえ犯人だろ？コルア〜」等と言うのか？

▼  
十数年前までは、このような取調べもあったと言われる

▼  
現在、重大な事件については、**取調べ状況を録画**しているので、かなり減ってきた

\*でも、録画していない場合等、0ではない！？

14

## 検察官の役割は？

わかりやすく言えば、

- ・事件を刑事裁判にかけようか判断
- ・刑事裁判において、ある人(被告人)がその事件の犯人であることを証明する
- ・刑事裁判において、被告人にふさわしい刑罰を決めるために必要なことを主張する  
例:犯行が悪質、被害が重大…など

17

## その他刑事ドラマへのツッコミ

- ・ 取調室でカツ丼は出ない  
※そもそも取調べ室で食事をさせることはない  
※でも釧路警察署では自弁でかつ丼を買える！
- ・ 逮捕する前に、崖に追い詰めた犯人に対して、証拠を突きつけたりしない
- ・ …その他多数

15

## 有名な刑事弁護士！？



18

## 有名な検察官は？

先ほども、ちょっと出ましたが…



16

## 弁護士の役割は？

わかりやすく言えば、

- ・逮捕された人が、刑事裁判にかけられないようにする
- ・被告人が「自分は無実だ！」と主張している場合に、「犯人であるとは証明できない」ことを明らかにする
- ・被告人が犯人であることを認めている場合に、ふさわしい刑罰として少しでも不利益の少ない刑罰になるように、必要な事情を裁判官に伝える  
例:被害者にも落ち度がある、等

19

## 99.9%って何の数字

日曜劇場『99.9-刑事専門弁護士-』というドラマが

…さて、99.9%って何の数字？？



「刑事裁判にかけられた人」が有罪となる確率

\*実際は、もう少しだけ低いのですが、ほぼ同じなので今回はスルー

20

## 裁判員裁判とは？

- ① 一定の重大犯罪について行われる
- ② 裁判官の他に、一般市民から選ばれた裁判員も判断者となる(多くは、裁判官3名、裁判員6名)
- ③ ある期間に集中して裁判を行う

23

## どんなことを意味する？

★刑事裁判にかけられたら、ほぼ有罪

★無罪を主張する人の弁護は大変！

★…しかし、「100%」ではない！！

21

## 法廷はドラマチック？

Q 刑事裁判では、どんな証拠から判断するのか？

- ア 書類の証拠  
(証人等の話を文章にした書類、写真など含む)
- イ 物そのもの
- ウ 証人や被告人の法廷での話  
→大半は、ア！！  
法廷は、そんなにドラマチックではない！？

24

## 刑事裁判とは？ (裁判官の役割は？)

わかりやすく言えば、

- ① 被告人が犯罪をした犯人であるかどうか判断する
- ② 犯罪をした犯人である場合に、被告人にふさわしい刑罰を定める
- ③ 犯罪をした犯人だとして、刑罰に処すべきかどうかを判断する  
\*「責任能力」って聞いたことありますか？

22

## 法廷はドラマチック？

しかし、特に裁判員裁判において、  
**「裁判をわかりやすいものにしよう」**  
という観点から、「ウ 証人や被告人の法廷での話」を重視するようになっている。

25

## 最近法改正が多い分野

特に最近の法改正が続いている分野

・性犯罪関係

○同意がないならダメ

・・・同意とは？は難しい

○18歳未満を対象にしちゃダメ ※映像等も

○女性(に限らず)を街中で撮影しちゃう

ご清聴ありがとうございます



★ 点鐘 金田 剛 会長

性的な姿態を撮影する行為等の処罰  
及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

- ※ (性的姿態等撮影)
- ※ 第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
  - 一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等(以下「性的姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為
  - 二 イ 人の性的な部位(性器若しくは肛こう門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。)又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分
  - 三 ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条第一項に規定する性交等をいう。)がされている間における人の姿態
  - 四 二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
  - 五 三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
  - 六 四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為
- ※ 2 前項の罪の未遂は、罰する。
- ※ 3 前二項の規定は、刑法第七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。

↓ 拡大

### ★次週例会の御案内

2024年6月10日(月曜日) 18:30～

「 クラブアッセンブリー 」  
次年度ガバナー補佐公式訪問  
夜間例会

担当 次年度 理事会

性的な姿態を撮影する行為等の処罰  
及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律

- ※ (性的姿態等撮影)
- ※ 第二条 次の各号のいずれかに掲げる行為をした者は、三年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。
  - ※ 一 正当な理由がないのに、ひそかに、次に掲げる姿態等(以下「性的姿態等」という。)のうち、人が通常衣服を着けている場所において不特定又は多数の者の目に触れることを認識しながら自ら露出し又はとっているものを除いたもの(以下「対象性的姿態等」という。)を撮影する行為
  - ※ イ 人の性的な部位(性器若しくは肛こう門若しくはこれらの周辺部、臀でん部又は胸部をいう。以下このイにおいて同じ。)又は人が身に着けている下着(通常衣服で覆われており、かつ、性的な部位を覆うのに用いられるものに限る。)のうち現に性的な部位を直接若しくは間接に覆っている部分
  - ※ ロ イに掲げるもののほか、わいせつな行為又は性交等(刑法(明治四十年法律第四十五号)第七十七条第一項に規定する性交等をいう。)がされている間における人の姿態
  - ※ 二 刑法第七十六条第一項各号に掲げる行為又は事由その他これらに類する行為又は事由により、同意しない意思を形成し、表明若しくは全うすることが困難な状態にさせ又はその状態にあることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
  - ※ 三 行為の性質が性的なものではないとの誤信をさせ、若しくは特定の者以外の者が閲覧しないとの誤信をさせ、又はそれらの誤信をしていることに乗じて、人の対象性的姿態等を撮影する行為
  - ※ 四 正当な理由がないのに、十三歳未満の者を対象として、その性的姿態等を撮影し、又は十三歳以上十六歳未満の者を対象として、当該者が生まれた日より五年以上前の日に生まれた者が、その性的姿態等を撮影する行為
- ※ 2 前項の罪の未遂は、罰する。
- ※ 3 前二項の規定は、刑法第七十六条及び第七十九条第一項の規定の適用を妨げない。